

「あま市ファミリーシップ宣誓制度要綱(案)〈概要〉」についてのご意見を募集します

本市では誰もが自分の生き方を主体的に選択でき、多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を実現するため、互いを人生のパートナーとして共に暮らしている性的マイノリティの方々や様々な事情により婚姻制度を利用できない方々とその子ども等が「ファミリー(家族)」であることを市が認証することにより社会生活を送る上での困難を軽減する制度、「(仮称)あま市ファミリーシップ宣誓制度」の導入に向けて検討を進めているところです。

つきましては、この内容について、市民の皆様のご意見を募集するパブリックコメントを実施しますので、ご協力をお願いいたします。

- ・意見の募集期間 8月1日(木)～30日(金)
- ・閲覧方法(閲覧場所) 市公式ウェブサイト、市役所市民活動スペース(土・日曜・祝日を除く)、人権ふれあいセンター(日曜・祝日を除く)
- ・意見を提出できる方 市内に住所、または事務所もしくは事業所を有する個人及び法人その他の団体、あま市ファミリーシップ宣誓制度要綱(案)〈概要〉に利害関係を有する方
- ・意見の提出方法 件名(「あま市ファミリーシップ宣誓制度要綱(案)〈概要〉」について)、ご意見(※)、原則として住所及び氏名を明記し、郵送、FAX、メールでご提出いただくか、人権推進課または人権ふれあいセンターにご提出ください。

※様式は閲覧場所及び市公式ウェブサイトに用意していますが、任意様式でも可能です。

- ・意見の取り扱い 後日、市公式ウェブサイト等で公表します。(ご意見などの内容以外は公表しません)なお、ご意見などに関して、個別の回答はいたしません。
- ・提出・問合先 〒497-8602 あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 人権推進課
☎444・0398 FAX444・1074 ✉jinken@city.ama.lg.jp

市役所には自由に活用できるスペースがあります!

場所・開放時間

市役所1階 市民活動スペース・平日午前8時30分～午後5時15分

自習スペース

利用者に何ってみると、「自宅にいるよりも集中できる!」「個室感があるので利用しやすい!」などの声を頂いております。

テスト期間や夏休みなどの長期休暇だけでなく、日常的にもご利用ください。

テレワークスペース

自宅でのテレワークやリモートワークなど、場所にとらわれない新しい働き方が浸透していく中、テレワークスペース(Wi-Fi利用可)を開設しました。在宅ワークからの気分転換やセカンドプレイスの候補にいかがですか。

市民の交流拠点として すべての人に親しみやすい庁舎

市民の憩いの場、市民活動が日常的にできる場として、市民の皆様に関われるような庁舎を目指しております。自習やテレワーク以外にもご利用ください。

市民活動スペースで実施する行事やイベントの内容によっては利用できない日がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

問合先 総務課 ☎444・1711 FAX441・8330
商工観光課 ☎441・7118 FAX441・8387